

若越郷土研究

20/1

文久三年の張紙等に

みる尊攘派の動向

— 『文久三亥雜記』

(松平文庫) より—

三 上 一 夫

一 はじめに

文久三年(一八六三)は、幕末史のなかでも、とくに政治社会面で激動のはなはだしい時期であった。政局の中心が京都に移った感を呈し、長州藩を背景とする尊王攘夷派の勢力が猛威を振ったのである。

すでに越前藩の松平春嶽が幕閣の政事総裁職を担っていた文久二年秋から三年にかけて、これら尊攘派の激徒による「天誅」

とともに、張紙・檄文・立札などによる脅迫的言動が横行した。「天誅」とは天に代わって罪あるものを制裁するという意味だが、そのやり方は、残虐なテロ行為による場合が多かった。そして文久三年三月春嶽が政事総裁職を辞任して離京すると、ますます陰惨な「天誅」のあらしが京の巷に吹きまわったのである。

ところが薩摩・会津両藩の公武合体派勢力の反撃による「八月十八日の政変」の軍事クーデターにより情勢が一変し、尊攘派勢力がにわかに関東から退潮することになる。また一方においてイギリスの償金要求(二月)、五月の関外船砲撃事件、七月の薩英戦争などのめまぐるしい緊迫した対外関係を見ることができよう。

そこで福井県立図書館が所蔵する松平文庫のなかの『文久三亥雜記』(以下『文久雜記』と略記する)は、文久三年の様々な政治社会情勢を越前藩の立場から丹念に記録した風説書である。そのなかには同年五月から七月にかけて強力に推し進めた同藩の「挙藩上洛計画」に直接かかわる貴重な記

録のほか、幕政および対外関係についての令達・報告や諸情報、それに京都・江戸における尊攘派の動向やそれに関連する張紙・檄文などが収められている。筆録した人物は明記されないが、いろいろな筆跡からみて、数名による情報、記録を集めて一冊本に綴り合わせたものとみてよい。

本稿では、『文久雜記』が収める張紙等の記録に視点をすえて、当時の尊攘派の動向を検討し、その歴史的意義の一端をうかがいたい。

註

① 春嶽は、文久三年三月九日政事総裁職の辞表を提出し、その後十八日には重臣本多飛騨・岡部豊後を二条城に派遣して慶喜に對して重ねて辞職聴容を請うたが認められず、二十一日無断で離京し二十五日帰藩した。

② 巻末に「河合蔵」としてのさされている。『慶永公御代給帳』(松平文庫)によると、河合姓は五名ほどあげられるが、おそらく藩主の側近筋のものによって所蔵されたものとみられる。

三上 文久三年の張紙等にみる尊攘派の動向

三上 文久三年の張紙等にみる尊攘派の動向

二 文久三年前期の政治情勢

文久三年三月四日、將軍家茂は老中水野忠精・同板倉勝靜以下をとめない、総勢三千の兵を率いて入京したが、これは三代將軍家光が上洛以後、途絶えて久しい約二百年ぶりのことであった。ところがこれに先立って將軍後見職一橋慶喜、老中格小笠原長行、前土佐藩主山内豊信、松平春嶽らが入京しており、京都守護職・京都所司代などとともに、さらに一つの幕府「京都幕府」が成立した格好となった。

一方前年の文久二年から長州藩を中心に、諸藩諸国の尊攘志士が上京し、京の巷は世情騒然たる様相をかもし出した。このさい長州藩では藩主毛利慶親・嗣子定広が入洛し、尊攘急進派の公卿三条実美らとともに「破約攘夷」を真剣に画策していた。また薩摩藩では島津久光を先頭に、公武合体の政治路線をめざして、異例の千人余の軍兵を率いて上京し、朝廷に対して国事周旋に乗り出していた。このように雄藩諸大名が集った京都では、尊攘派と公武合体派の対立が日増に激化し、両勢力の抗争のうず

が広がっていったが、こうした緊迫した情勢のなかで、尊攘激派のとった強硬手段が「天誅」によるテロリズムであった。

正月には儒者池内大学・公卿千種家の家臣賀川肇、つづいて千種家に入出した百姓惣助が暴殺され、さらに將軍家茂の入京を真近にひかえた二月二十二日夜、尊攘派の一団が洛西の等持院に侵入し足利尊氏・同義詮・同義満將軍三代の木像の首と位牌を盗み出して、これを賀茂川原にさらしたのである。そして罪状を三条大橋の立札にするしたが、その内容を『文久雜記』は次のように伝えている。

此者共の惡逆ハ已ニ先哲の所弁駁ニて、萬人ノ能所知にして、今更申ニ不及と雖トモ、此影像ともを令斬戮ニ付てハ、贅言ながら聊か其罪状示へし。抑大皇國の道たるや、忠義の二字を以て其大本として神代以来の御風習なるを賊魁鎌倉頼朝世ニ出、奉惱朝廷、不臣の手始をいたし尋て北条足利ニ至り其罪惡実不可容天地、神人共ニ所誅也。雖然、当時天下錯乱、名分紛擾の世、朝廷御微力にして其



足利氏將軍3代の木像梟首事件
(『文久3亥雜記』所収)

罪を糺玉ウ事不能。遺憾豈可不悲泣也。今彼等が遺物ヲ見ニ至テモ、真ニ奮激ニ不堪。我々不敏なりといへ共、吾五百年の昔ニ出タランニハ生首引拔者ヲト、握拳切齒し、片時も止事不能。今や萬事復古、旧弊一新の時運、追々不臣の奴原の罪科ヲ正スヘキノ機會なる故、吾々申合セ先其巨賊の大罪を罰し、大義名分を明

サンカ為、昨夜等持院ニ有る所の尊氏始子孫奴原等の影像を取出し、其首刎、是を梟首シ、聊散旧来の積憤者也。

年号

大將軍織田公ニ至り右の賊統断滅す。些カ愉快といふへし。然ルニ夫より以来今世ニ至リ、此奸賊ニ猶超過し、其黨許多にして、其罪惡足利等の右に出。夫等の輩真ニ旧惡を悔ミ忠節を披て鎌倉以来の旧弊を掃除し、朝廷を輔佐して古昔ニ復し積罪を賠ふの處置なくんハ、天下の有志追々大挙して可糺其罪科者也。〔傍点ハ筆者による。以下同じ〕

この事件は明らかに、足利將軍になぞらえて、徳川將軍を糾弾するものであり、さらには堂々と名分論による尊王反幕の變革路線をめざすだけに、幕府側はもろろん公武合体派の心胆を寒からしめたことはいまでもない。そのため京都守護職はじめ治安当局は犯人の摘発に躍起となり、ついに二月二十六日夜召捕えたが、『文久雜記』には建部建一郎、三輪田綱一郎ら計十二名

を列挙している。

ところで家茂が入洛した翌五日、一橋慶喜が家茂の名代として宮中に参内し「征夷將軍の儀、惣て此迄通り御委任遊され候。攘夷の儀、精々忠節を尽すべき事」という

政務委任の勅命を受け、一応將軍としての面目を保ったかみえたが、七日家茂が参内したさいには、ただし天皇は「事柄に寄、直に諸藩へ御沙汰有らせられ候」の一条が加わり、事重大な場合は幕府を差し置いて直接諸藩に指令する旨を明らかにした。これは尊攘派公卿の裏面工作によるとみられるが、幕府側にとっては全く手敵しい仕打ちであった。従って家茂の上洛によっても幕府の勢力ばん回がならないどころか、ますます窮地に追い込まれることになる。

それをさらに決定的にしたのが、尊攘派の大デモンストレーションである三月十一日の賀茂神社行幸と四月十一日の石清水神社行幸であった。この天皇の攘夷祈願の威力と尊攘派の圧力の前に、幕府はついに屈して、五月十日を以ての攘夷決行の奏答

文を提出せざるを得なかった。

こうして五月二十四日になって、ようやく將軍の江戸帰府が許され、家茂が離京したのは六月九日であった。まさしく將軍の上洛中は、幕府や、公武合体派側にとり次々と徹底した苦難をなめさせられた。その後公武合体派の猛反撃が効を奏する「八月十八日の政変」に至るまで、尊攘派の勢力が長州藩を後ろだてにして極盛期を迎えることになる。

『文久雜記』は、当時の国内外の政治情勢に関する重要な諸情報を収録するが、その主な事項につき次に列挙したい。

まず国内情勢については、尾張殿（尾張前大納言慶勝）に対する將軍滯京の尽力要請、禁闕警衛の御親兵編成（十万石以上の大名に対し、一万石当り一名の兵を差し出すこと）（四月）、英国軍艦渡来の情勢下における市内の治安態勢の強化（四月四日）、尊攘派浪人の取締り検挙・これら浪士取締りのための新徴組取扱（四月十四日）、江戸市中の治安維持のため松平豊前守への指令書（四月二十一日）、幕府首脳人事

史料番号	張紙等の題名	場所	期日	尊攘派の類型	備考
1	幕吏に内通し、誠志の士を害す。	江戸 新橋外	正月 御用屋敷	尊攘激派	天談鼻首・宇野八郎 (永井飛騨守殿家来)
2	足利將軍木像鼻首事件	京都	二月 廿三日	尊攘激派	○逮捕された犯人(十二名)の氏名明記す。 ○天談の図あり。
3	「口上の覺」(決死之者共より)	江戸 日本橋	三月 二十九日	尊攘激派	○小栗忠後後守等の幕吏を糾弾す。 ○將軍上洛中であり、暫く能はずするが、將軍に決斷がなげられれば内府外夷を一時に撃滅せんとする
4	義親國有志の名目で市中をさわがし、金銭を奪うのは不届の至り	江戸 両国	四月十日	輪動王徒の存在を示す。	鼻首(三七、八歳・二八歳之首二)
5	四月十一日の攘夷折願の行幸について(天下有志より)	京都	四月	尊攘穩健派	町人・百姓どもも御守衛致すべきことを訴う。
6	將軍・幕吏の勅尊奉が不届なことは不届至極	京都三条 大橋西詰	四月十七日	尊攘激派	たのむを非難す。 また慶喜が山病だとし、下に寺院に参拝しなかつた
7	英國の債金要求に屈した老中井新面替町 上河内守・松平豊前守は大馬同四丁早中 様の腫故とす(皇大國の忠士馬山九郎秋藏より)	新面替町 理明地敷	五月十二日	尊攘激派	幕府は「キリス」に対し、五月九日十一万ポンドを横債運上所で支払つてい
8	彦根藩主井伊掃部頭の上洛は	京都河原 町彦根屋	五月十七日	尊攘激派	美父は、悪逆無道にして天談を加えたが此度上洛するは大胆至極である。志し合はば天下の有
9	轉吏に内通し、名教を紊り公武離間に計をめぐらすは不届の至り	京都三条 大橋上	五月二十日	尊攘激派	鼻首・家里真太郎(儒者)と称し上木を築とす)に書付
10	高寺の奸僧共、朝敵の寄宿を許すは不届至極に付神火を放つ	京都四條 御旅所	七月	尊攘激派	七月二十七日朝高寺放火により焼失す。
11	將軍は天朝を尊び、公武御一和の上断然征夷の御職盡き	江戸日本 橋真中樓	八月六日	尊攘穩健派	張紙のうち最も長文で、七つの事項についての案文をあげる。
12	わが國体を汚す者中・市中廻り・交易致し町人の國賊を誅大御はか六人より、江戸中	江戸 赤羽根橋	十月	尊攘激派	わが大兵を五海道より侵伏させる前に速やかに老若婦児子は難を避けよと警告す。
13	器物御引下げをせねば天談を下す(報國義士より市中問屋	江戸神田 旅籠町	十月二十日	尊攘激派	とくに絹糸・呉服・紙・油・塩・炭等の問屋を糾弾す。
14	不当利益を貪る唐物商に天談を下す	江戸? 江戸?	十月?	尊攘激派	今夜より五日間は差しひかえらぬ五日間は差しひかえらぬ五日間は差しひかえらぬ

【文久三年・張紙等一覽表】(註・『文久三年雜記』より作製)

〔四月十六日〕五月十一日〕、姉小路公知暗殺犯人の検挙〔五月二十八日〕、三奉行より閣老に差し出した上書および小笠原閣老より三奉行へ再議を命じた書面〔五月六日〕、朝廷より御附武家小栗長門守を以て関東へ仰せ遣わされた御沙汰書〔六月十三日〕、朝廷より松平肥後守へ仰せ出された御沙汰書〔六月二十五日〕、朝廷より一橋中納言への達書〔六月二十五日〕など、とくに朝幕関係のものが目立っている。

また緊迫した対外関係については、イギリスの薩摩藩に対する責任追及と賠償要求およびそれに応じない場合大坂湾に押し入り艦船を奪いさらに江戸表を焼き払うとの飛脚書翰〔三月九日〕、攘夷詔奉載の大目付御触〔三月十九日〕、五月十日を期す攘夷令〔牧野備前守渡し〕、長州藩の五月十日の攘夷決行報告〔五月十九日〕、阿州藩に対する授賞〔淡州由良浦における海防態勢〕〔五月末日〕、五月二十三日フランス船舶への長州藩の攘夷決行報告〔六月二日〕、同日二十六日異国船への長州藩の打払い決行報告〔六月二日〕、六月一日より

五日までの長州藩と英仏艦隊との戦闘情況報告〔六月五日〕、オランダ渡航者〔文久二年九月長崎出航〕からの情況報告の書翰〔四月二十三日付〕、薩英戦争の経過報告〔七月十一日〕などのほか、外庄への防衛態勢の強化をめざす数々の幕閣の達書が収められている。

註

① 立札に罪状をしるす文頭に、逆賊・足利尊氏同義詮義満とし、「正名分の今日ニ当り鎌倉以来の逆臣一々遂吟味可処誅戮の処、此三賊巨魁たるに依り先其醜像^ニ加天誅者也」とならはばかるところなく厳しく糾弾している。

② 召捕えられた十二名を次のとおり列挙している。なおこれらには変名や誤名があるようである。

建部建一郎・三輪田綱一郎・宮和田雄一郎^{男太}
・諸岡節齋・青柳健丸・長沢真事・高松十輔・仙石左多雄・長尾郁三郎・大場恭平・小森久二郎・野村左兵衛

③ 石清水行幸のさい、將軍家茂は風邪と称して急に隨行を中止した。また徳川慶勝も供奉しなかったが、將軍の名代として隨行

した一橋慶喜も、八幡に入ってから所勞と称して参官しなかった。そのため將軍以下の仮病という風評が生じ、尊攘派を激昂させた。

④ 薩摩・会津両藩の公武合体派を中心に朝廷内部の軍事クーデターをはかり、文久三年八月十八日未明兩藩兵が宮門警固にあたる中で、中川宮、近衛忠熙・忠房ら合体派の公卿のみを参内させて、朝議を一変させて過激な攘夷は天皇の意志でないことを声明、その結果長州藩兵は御所警備の任を解かれて京都を追われ、三条実美・壬生基修ら尊攘派の公卿七人が長州へ逃走した事件である。

三 張紙等による尊攘派の動き

次に尊攘派による天誅や威嚇・脅迫などの過激な動向を示すものとして、「文久三年・張紙等一覽表」のとおり、前述の「足利將軍木像梟首事件」を含め、計十四件の張紙や檄文等が数えられる。そこでこれらの記録のうち、とくに注目すべき内容を指摘したい。

まず天誅による梟首の件では、正月十二

三上 文久三年の張紙等による尊攘派の動向

日夜江戸の新橋外御用屋敷舞際にさらされた宇野八郎（永井飛驒守配下）の罪状（史料1）につき、板札に「年来有志の徒ニ交り事実探索いたし姦吏共ニ内通せしめ数多誠志の士を害ひたる段」は全く許せない大罪であるときめつけている。また五月二十日京都の三条大橋上の方河原に梟首された家里真太郎（儒者と称し上木を業とす）に添えられた書付（史料9）に「幕府の吏人ニ内通シ名教を紊り正義を敗り公武離間ニ計を廻らし候段不届ニて」、おのずから天誅を招くものであるとししている。以上の二件とも、尊攘派の諸情報を幕吏に内通したことが尊攘激徒の恨みを買ったわけである。

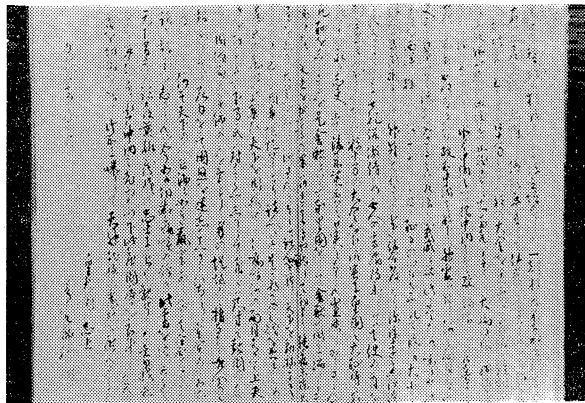
次に四月十日江戸両国広小路で、三七、八歳と二十八歳位の首二つがさらされたが、立札には、「此もの義報国有志の名儀を飾り市中をさわがし領食金財を貪り人心を動乱致候段、不届の至りに付梟ニ行もこの也」（史料4）と訴えている。これは明らかに尊攘運動の高揚に乗じ、活動資金を名として商家や庶民から金銭、財物を強奪

するなど悪徳をはたらく、いわゆる「偽勤王徒」の存在を示すものである。

ところで將軍・幕吏・佐幕派および公武合体派の大名を厳しく非難し、やむを得ざるときはあえて天誅を加えると脅やかすのに、次のようなものがある。

三月二十九日江戸日本橋に掲げられた「決死之者共」により勘定奉行小栗豊後守忠順はじめ幕吏を糾弾する張紙（史料3）、四月十七日朝京都三条大橋西詰南側高札場に出された將軍家茂・一橋慶喜らの勅命尊奉がはなはだ不十分だときめつける張文（史料6）（とくに四月十一日の攘夷祈願の石清水神社行幸のさい將軍が随行しなかつたのは仮病だとし、また慶喜が山の下にとどまり参拝しなかつたことを厳しく非難）、五月十七日京都河原町彦根藩邸門扉に張られた彦根藩主の上洛に強く反対する抗議文（史料8）がある。

また五月十二日夜新両替町四丁目中程明地板扉に出されたイギリスの償金要求に屈する幕府首脳部を弾劾する鳥山九郎秋蔵の張紙（史料7）では、悲憤慷慨の揚句、文



皇大國の忠士・鳥山九郎秋蔵の天誅張紙
（『文久3亥雜記』所収）

尾に「今吾切齒痛憤の余り此書を張置て天下有志の諸侯英雄義胆の忠士に普く觀せしめ、異日我兵黨を率ひ來り、水戸中納言老中以下此度國辱を取計し者共の首を切肉を喰て此所に曝して天神地祇の震怒を慰んとするのみ」と結んでいる。

一方尊攘派のうちでも、尊攘の意を体した政治路線を幕府に対して穩便に要求する立場、つまり「尊攘穩健派」の存在が指摘されるが、その代表的なものが八月六日江戸日本橋真中欄干に掲げられた張紙〔史料11〕にみられる。これは『文久雜記』が収める諸記録のうちで最も長文のものである。

まず幕威が地におちたのも、將軍を補佐する良臣がないためだとし、「万一改過の御改政の成行上、天朝を奉始、下四海万民ニ至ル迄皇國一体の幸ニ候間、憤然思召被為立様奉願候」と、幕府が自ら厳しく反省すべき事項を七つの条文にわたり詳細に論じている。

そのうち第三条には、外庄に屈し、さらに外国勢力の援助で幕権の立て直しをはかる一部幕閣要人の買弁的な企図をいみじくも看破した興味深い内容がみられるので、次にその全文を紹介する。

天朝より当春類ニ將軍家御召被遊候ハ、
永ク將軍家を京師ニ止メ人質同様ニ致さ

んと言ニハあらず、將軍家も未タ御初年の御事故、関東の為在候てハ、又井伊・安藤如きもの出て、御不義に陥り奉り、事物ニ寄てハ無抛御場合ニ及び、公武御手切ニも相成候様の儀出来候てハ、実ニ天下動乱の基ト深く思召被為計候より、関東御下向の御暇も不被仰出候処、右等の情実を不奉弁、小栗豊後守の如き猿智を以醜夷にならひ歩兵を募り金鼓を鳴らし京師へ押入次第ニよりてハ鳳闕へ銃丸を打込候ても將軍家を奪ひ返し可申杯とハ、如何成事そや、又小笠原図書東下の砌ハ英夷拒絶の任を被蒙、水野筑後守等の為に被欺外有志の譏をも不顧、断然として償金を遣し是又己の身の所置ニ困り、同類の奸物並歩兵を引連軍艦ニ乗し京師へ逼り、先ツ小栗の策ニ出んとす。是何等の所為成哉、実以言語同断不屈とも可申様なし。已ニ図書頭以下の者速ニ嚴科ニ可被処旨御沙汰も御座候を、彼を罪する時ハ同類の物輩自定の罪難遁を恐れ、又は佞弁を以君を惑し奉行未タ御暇も無之ニ、無二無三還御をなし奉るに

より果して其責至る、何の御申訳有之哉。又或ハ外夷の力を借て薩長を征せんと議する者有之、是実ニ禽獸ニサへも劣りし了簡と申へし。先篤と勘考して見られよ、薩長もアメリカ又イギリスにても無之、矢張日本の地なり。日本の地ならハ是同じ親子のこと手足の如し。夫を欺き若万一彼二ヶ国を外夷討取押領して返さすんハ、其時何等の所置をなさんとすや、可悲の至なり。薩長の如きハ少し幕命を奉せざるに似たりといへとも、外夷実初渡來の砌より、類に建白致し就中薩長に於てハ、御上洛の砌まで、為幕府周旋致すといへとも、幕府の廟議更ニ勤王の御志なし。武道の本意を失するのミならず、第一皇國の御國体を過り候故、事爰に至る。然るを我非をハ正さずして薩長のミ惡むハ是諺ニ曰、盜する子を惡まで繩遣る人を恨の類歟、臣等の深く恐るる処、薩長にもあらず、諸侯にもあらず、唯々幕府の人望を御失ひ被遊候有之、君罪を臣ニ得たるハ千載不可耐と申如し。天下万民ニ被見放候てハ、如何様

三上 文久三年の張紙等による尊攘派の動向

とも救方有之間敷、此段御賢察有之度
事。

以上の条文で最も注目されるのは、外国

勢力の援助により尊攘運動を屈服しようと
する一部幕閣主脳部の態度を厳しく批判し
たことである。このさい小栗忠順や小笠原
長行（老中格）の非難すべき具体的行動を
指摘するが、とくに小笠原の率兵西上事件
については、イギリスより借入れた汽船二
隻をふくむ五隻により歩・騎合わせて約一
六〇〇人が出動するという大がかりなもの
であった。これは尊攘派打倒のクーデター
計画とまでみられるほどであるが、果して
彼にその意図があったかどうかは別とし
て、外国勢力の援助を求めている出兵である
だけに、その買弁的性格は明白である。

こうした問題を、「外夷の力を借て薩
長を征せんと議する者これあり」と厳しく
指摘したところに注目したい。しかも幕府
が旧態然として「天下万民ニ見放され候て
ハ、如何様とも救方これあるまじく」と、
国民的支持を得るよう幕府要路者の覺せい

を真剣に促すのである。要するに以上の主
張は、前述の尊攘派とはタイプを異にする
尊攘穩健派の動向を明確に示すものであ
る。

ところで「八月十八日の政変」は、京都
から尊攘激派の勢力を一旦退潮させ、その
後暫くは薩摩・会津兩藩を中心とする雄藩
連合の公武合体派勢力が支配的となつた
が、この時期になると、『文久雜記』では
江戸の貿易商・問屋商人等に対する手厳し
い天誅の威嚇が注目をひく。

十月江戸赤羽根橋の張紙（史料12）で
は、「義旗頭領」の名で大内左近太郎ほか
六人が「江戸中の諸人^江」として、「老
中・市中廻り・交易致し町人」の三者が最
も悪徳人であり、攘夷前にこれら国賊をす
べて誅戮するから江戸の老若婦児子の罪な
きものは速かに避難して天誅の巻き添えを
食わないようにと警告したのである。

また同月二十四日朝六時頃神田旅籠町一
丁目際木戸板の張紙（史料13）では、「報
国義士」の名で、「市中問屋・仲買商人共
」に對して、諸物価の引下げを強く要望し

ている。とくに絹糸・呉服・紙・油・塩・
炭薪の取扱商人が対象となるが、その本
文は、「右品此節別て高価ニ相成、諸人難
澁致候ニ付、我黨上方筋問屋其外夫々天誅
を加へ、彼地の者行届候ニ付此度當表へ下
り先達て張置候処未タ引下ケス、依之我々
天に替り追々買様の上不時ニ押込天誅を加
ル候間、銘々可首洗濯もの也」となってい
る。

実は前年の文久二年夏から年末にかけ
て、京都、大坂を中心に貿易商・米穀商・
両替商・高利貸等の不正利得を糾弾する張
紙・檄文がさかんに行なわれている。その
結果これらの商人をおびやかす、米価はじ
め諸物価の引下げにかなりの威力を発揮し
たものといえる。

そのような事情は、『文久二成雜記』
（松平文庫）が収録する同年九月九日夜京
都三条大橋の張札にもみられる。つまり
「今度薩長の御両侯遠路の処上京被致、官
武御取締りも追々被仰出、当年は米穀も下
直に相成、愈世柄も立直り、諸民萬歳を唱
ふの時に當て、「後略」としるす一例か

らも容易にうかがわれる。

文久二年の張紙等については稿を改めた
いが、要するに文久三年になると悪徳商人
に対する天誅の張紙がほとんど姿を消し、
佐幕派・公武合体派への糾弾が中心とな
る。それが「八月十八日の政変」で、尊攘
派勢力が京都から締め出されると、その一
部は勢い江戸に重点を指向したことが考え
られる。しかもこのさい、江戸庶民層の敏
心を買ってその支持を得るためにも、かれら
が最も渴望する物価引下げを訴える天誅策
に躍起になったとみてよい。いわば都市民
工作に視点をすえ、庶民との結び付きを策
する「尊攘救民派」とも呼べるタイプの動
向が注目されるわけである。

註

- ① 第一条では、將軍は天朝を尊び、「公武御
一和の上断然征夷の御職掌尽され候様」と
切々と訴えており、公武合体の政治路線を
肯定している点に注目したい。
- ② 「小笠原図書頭殿御上京始末」(『官武
通紀』〔第一〕五七〇頁)
- ③ 石井孝「幕末における半植民地型政策の

三上 文久三年の張紙等にみる尊攘派の動向

企図」(『歴史学研究』二五二号)

- ④ 『文久二成雜記』(松平文庫)〔福井県
立図書館蔵〕は、『文久三亥雜記』と同じ
体裁のもので、幕政および対外関係につい
ての令達、報告や諸情報、それに京都・江
戸における尊攘派の動向やそれに関連する
張紙・檄文など丹念に記録している。巻末
には、やはり「河合蔵」としてのされてい
る。

⑤ 張札の内容は、「両替商どもの心得違
から不当に金銀相場を狂わせているが、
速かに仲間と申合わせて銭相場を引下げな
ければならない。この申渡しに従わないも
のは、用捨なく差押え川原で誅戮を加え
る」とあり、尊攘救民派の考え方を明示し
ている。

四 尊攘派の類型的把握

『文久雜記』が収録する張紙・檄文等の
内容から、文久三年における尊攘派の動向
を分析すると、次の四つの類型に大別する
ことができる。

- (一) 尊攘激派(將軍・幕吏・佐幕派・公
武合体派に対決をいどみ、目的貫徹の

ためには「天誅」のテロをもあえて辞
せない)

- (二) 尊攘穩健派(尊攘の意を体した政治
路線を要求し、公武一和・外国勢力の
援助反対・國論統一をも視野におさめ
る)

- (三) 尊攘救民派(悪徳な貿易商・両替商
・特権商人を糾弾し、民衆生活の安
定、救済をはかる)

- (四) 偽勤王徒(国事周旋のためと称して
商家や庶民から金品を強奪する)

そこでこれら四つの類型別に、「文久三
年・張紙等一覧表」掲載の史料番号により
整理すると、(一)尊攘激派では〔史料〕1・
2・3・6・7・8・9・10・12の九件、
(二)尊攘穩健派では〔史料〕5・11の二件、
(三)尊攘救民派が〔史料〕12・13・14の三
件、四偽勤王徒が〔史料〕4の一件とな
る。

以上の件数からみても、文久三年の段階
でとくに主流となるのは、長州藩の力を背
景とする尊攘激派であり、かれらの「天
誅」によるテロ活動や張紙・檄文などによ

る威嚇や脅迫には、幕府側として全く手を焼いたのである。この点『文久雜記』にも、幕府の手厳しい取締り状況を示すものに、目付あての「銘々人数差出し昼夜二限らず、御府内見廻り狼藉見掛次第用捨なく召捕り、時宜ニより打果候ても苦しからず」との達書〔四月四日〕や「東武よりの来状」〔四月十五日〕には、江戸における不てい浪人の一斉取締り検査の具体的な情報を伝えている。

しかしますますし烈化する尊攘派の策動は、完全に朝議を拘束し、幕閣に攘夷期日の決定をせまらせて、ついにこれを実現させる威力まで發揮した。こうしてまっしぐらに攘夷の徹底と体制破壊をめざしたが、そこには幕藩制秩序とは質的に異なる政治原理を創造するような建設的な方向規定性を欠き、「天誅」による非合理的、熱狂的な路線を突っ走ったのである。

一方尊攘穩健派が「公武一和」の政治路線をも一応視野におさめて国論統一を真剣に志向し、しかも外国勢力の救援を期待する買弁的外交策に真向から対決する考え方

は、否定的にはあれ「攘夷」の行動のなかに列強資本主義による日本の半植民地化の危機へのナショナルな課題を、国民的に醸成させる役割をはたしたものだといえよう。しかし文久三年前期の時点では、荒れ狂う尊攘派の勢力のために、全く圧倒された格好であった。

また庶民層の支持を求めさらには結合・同盟まで意識した尊攘救民派の活動は、三年前期にはみるべきものがなかったが、後期に至りとくに江戸において活発化したのは大いに注目される。しかしその本質は、「天誅組の乱」や「生野の変」にもみられるとおり、民衆に対する封建的欺瞞性を多分に包蔵していたことは否定できない。

なお悪徳な「偽勤王徒」については、張紙等の記録にはほとんど露呈しないが、幕府側の禁令や達書などから案外跳りようしていたことがうかがわれる。しかもかれらの暗躍が社会不安を激化させ、尊攘運動そのものがとかく民衆の不信を買う要因となつたことも見のがせない。

註

① 芝原拓自「反幕諸勢力の性格」(岩波講座『日本歴史』14・近代1一九九頁)

また奈良本辰也氏(「幕末・維新を中心とするナショナルリズムの形成とその展開」『明治維新論』徳間書店刊・所収)が尊攘運動の特質を、民族的統一国家の樹立をめざす運動に求めたことは、その積極的意義を高く評価したものととして注目したい。

② 大和天誅組と但馬生野の挙兵は、尊攘派と農民との関係につき共通した数々の問題点をはらんでいる。

前者については、幕領の五条代官所襲撃の理由の一つに「収斂の罪も少からず」とし、近辺の庄屋・村役人に対して当年年貢半減を触れた。しかし農民の封建身分制のワク内での一時的な利欲に訴えて支持を求めた格好で、農民層の本来的要求に立脚したものではなく、間もなくかれらから見離される結果に終わった。後者も年貢減免・苗字帯刀御免などで農民を募ったが、幕軍の追討に会うや農民は離散し逆に敗走する志士を攻撃した。農民の一時的な欲心を買う論理では、真の同盟者となし得ないことを明示したものと見える。

五 おわりに

文久三年において最も烈化した尊攘派の動向を、『文久三亥雜記』が収録する張紙等の内容により検討した結果、尊攘激派、尊攘穩健派、尊攘救民派、偽勤王徒の四つの類型に分類できるが、同年の前半では尊攘激派の勢力が他派に比べて圧倒的に強大な力を振ったとみてよい。そのため佐幕派や公武合体派との連けいも可能とみられる尊攘穩健派は極めて影のうすい存在であった。また文久二年後半期に目立った尊攘救民派の活動が三年になってすっかり後退したのは、一面尊攘運動がもたらした体制破壊の政治的な策略に懸命となり、民衆への積極的な働きを忘れ去ったことを物語るものといえよう。⑤。そのことが庶民層から遊離しかれたの支持が得られずに、「八月十八日の政変」の公武合体派の猛反撃により意外にあっけなく京都から締め出されたものと考えられる。その点民衆の支持のうえに立ち得なかった尊攘激派の限界がはっきりうかがわれる。

従って同年秋になって江戸で尊攘救民派の活動が再燃するのは、一つは京都での尊攘激派の失敗に対する自己批判によるものでもできよう。

ところで越前藩では、文久三年五月から七月にかけて、一藩を挙げて京都に進出する「挙藩上洛計画」を画策していた。この大がかりな計画を進めたのは、横井小楠が主導する藩内改革派で、春嶽・藩主茂昭を先頭に押し立て藩の大半の軍事力を動員して上洛しようとする藩政はじまって以来の画期的な出来事であった。⑥。そのめざすところは、当時の緊迫した内憂外患の情勢下で、同藩では挙藩上洛により京畿を防御し、「天誅」などにより社会不安に陥し入る尊攘激派を制圧して京都の治安を確保したうえで、朝廷や在京の將軍、雄藩諸大名に対して、国論統一による早急な事態の收拾を建言せんとするものであった。

しかもそのさい小楠が明言したとおり、はじめからクーデター方式で尊攘派を排除するのではなく、「暴論家」(注、尊攘派を指す)まで加えた討議の場をつくり、道理に従いあくまで一派に偏しない「公議」により国論を定めようとしたのである。『文久雜記』には、具体的な出動態勢や、現実的な作戦上の数々の問題点を指摘する記録を収めるが、五月下旬に上洛の藩議が一旦確定したにもかかわらず、その後慎重論が対立して計画自体が行き悩み、とくに將軍の東帰と、幕府からの藩主の参動要請により、ついに七月下旬に至り藩主の江戸への参府を決め、それとともに上洛計画は取りやめ沙汰となったのである。

この計画は、京都の尊攘激徒には意外な反響を呼び、春嶽・茂昭の上洛のさいの宿舎にあてるため借り入れていた高台寺が七月二十七日に焼かれ、さらに四条御旅所に「高台寺奸僧共朝敵の寄宿指許不届至極ニ付、放神火焼捨畢、向後右様の者於有之は、同罪可誅者也」(前掲『一覽表』の〔史料10〕)との張紙が掲げられる有様であった。これは単に京都ばかりでなく、越前からの上洛の通路となる西近江路に、京都学習院の名に託して宿場ごとの問屋に人馬継立ての禁止状を廻わすという始末で、

こうした極めて不穏な情勢のもとでは、藩公父子が素手で上洛し安心して滞京できるようなものではなかったとみてよい。

要するに越前藩が挙藩上洛計画を進めるに当たり、京都・大坂・江戸はじめ西南雄藩を中心に、当時の内外政治情勢についての諸情報・記録を懸命に収集したものと思考され、とくに越前藩の公武合体路線と真向から対立する尊攘派の動向に視点をすえ、京都、江戸における張紙・檄文等に至るまで丹念に探索したものとみてよい。この点『文久三亥雜記』は幕末の越前藩の積極的な情報収集活動の一端を明示するものとして大いに注目されることである。

註

- ① 遠山茂樹氏（『明治維新』岩波全書二二八）は、尊攘運動を封建的反動と規定し、民衆との結びつきを否定したが、開港と貿易が問屋制家内工業とマニファクチュアの発展を助長しながら、一方では小農民、都市民には、はげしい物価高騰、農業と家内工業の強行的分離などにより破壊的に作用したことは、尊攘派として一般庶民層

の支持を獲得する基盤を十分持っていたとみるべきである。

- ② 拙稿「越前藩の挙藩上洛計画について―横井小楠の論策を中心に―」（福井県郷土誌懇談会編『若越郷土研究』17の1、昭47・1）において、越前藩の挙藩上洛計画の展開過程を、藩内改革派コース、就中横井小楠の論策を中心に検討し、その計画が挫折した事情や当時の政局に与えた波紋等についても追究した。

- ③ 『文久三亥雜記』には、芸州・有馬両藩より越前に探索し、越前藩の堤五市郎、海福雪、近藤亮助の三名に面会して得た情報（文久三年七月五日）を収録するが、それによると出陣の次第は、五隊にわかれ、一番手、本多飛驒（注、家老）二番手、松平主馬（注、家老）三番手、当侯（注、茂昭）四番手、老侯（注、春嶽）五番手、岡部左膳（注、家老）・酒井十之丞（注、側用人）の名列があげられ、挙藩的な出動態勢をとったことがうかがわれる。

また「演説の覚」のなかでは、京都における薩長攘夷派の迎撃を想定し、地形の得失からみて、わが本陣を比叡山に置き、一軍を伏見に駐屯、一軍を伏見・叡山の間配

置、各軍千名とし計三千の軍兵が必要だが、この計画は「急ぐへき御議にテは御座ある間敷く」、十分慎重な態度で「全勝の策」を講ずべきだと真剣に訴えている。

- ④ 『今津宿場文書』によれば、「亥八月六日暮六ツ時、從京都宿々問屋中江」として、「今般朝敵松平春嶽上京いたす趣相聞、不届至極に候、右に付、越前道中に於て、春嶽同類の者止宿は勿論、人馬継立等致候に於ては、忽可加天誅問、其旨訖度、相心得可申候様被仰付候事」という手厳しい布令書がみられる。